

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

■ 環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望まして選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針（第4章114ページ）が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は一定規模以上の事業を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続きを経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国・県・独立行政法人・公社等の機関が実施する大規模な開発事業に係る許認可方針・協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関して市が策定する計画、要綱等

実施状況

2004年度については、環境調査制度の手続きを経て、事業実施が公表された案件はありませんでした。

環境影響評価

川崎市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続きの効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

実施状況

2004年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 条例環境影響評価準備書等受理状況

件数	件名
19件	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) ゼファー川崎小田栄マンション計画 ・ (仮称) 宮崎台宅地開発事業 ・ (仮称) 旭化成武蔵新城マンション建設計画 ・ (仮称) 梶が谷集合住宅計画 ・ (仮称) 川崎水江地区リサイクル新事業 ・ タケエイ川崎リサイクルセンター ・ (仮称) 富士見一丁目計画 ・ NSリサイクルセンター（自主的環境影響評価） ・ (仮称) クレストフォルム矢向計画 ・ (仮称) キャノン矢向・塚越プロジェクト（複合開発事業） ・ (仮称) 今井上町マンション計画 ・ (仮称) 大師河原一丁目地区住宅開発計画 ・ (仮称) 新丸子東地区開発計画 ・ (仮称) ホームズ川崎店建設事業 ・ (仮称) 東三田マンション計画 ・ (仮称) 古市場住宅建替計画 ・ (仮称) キャノン柳町プロジェクト ・ (仮称) 川崎中瀬共同住宅計画 ・ (仮称) 川崎八丁駅駅前団地計画

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
24件	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 川崎駅西口堀川町地区開発事業 ・ (仮称) 中丸子Ⅰ街区住宅開発計画 ・ (仮称) 中丸子Ⅱ街区住宅開発計画 ・ (仮称) 久地プロジェクト ・ 上麻生三丁目共同住宅建設事業 ・ (仮称) 昭和音楽大学新百合ヶ丘校建設事業 ・ (仮称) NIPPO小島町処理工場 ・ (仮称) 元住吉プロジェクト ・ (仮称) 武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクト ・ 武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業 ・ (仮称) ガーデンスコート武蔵小杉計画 ・ (仮称) ゼファー川崎小田栄マンション計画 ・ (仮称) 宮崎台宅地開発事業 ・ (仮称) 旭化成武蔵新城マンション建設計画 ・ (仮称) 梶が谷集合住宅計画 ・ (仮称) 川崎水江地区リサイクル新事業（条例方法審査書） ・ タケエイ川崎リサイクルセンター（条例方法審査書） ・ (仮称) 富士見一丁目計画 ・ NSリサイクルセンター（自主的環境影響評価審査書） ・ (仮称) クレストフォルム矢向計画 ・ (仮称) キャノン矢向・塚越プロジェクト（複合開発事業） ・ (仮称) 大師河原一丁目地区住宅開発計画 ・ (仮称) 新丸子東地区開発計画 ・ (仮称) ホームズ川崎店建設事業（条例方法審査書）

3 環境影響評価審議会の開催状況（2004年4月～2005年3月）

件数	件名
16件	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）NIPPO小島町処理工場 ・ 扇島パワーステーション ・（仮称）川崎駅西口堀川町地区開発事業 ・（仮称）武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクト ・ 武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業 ・（仮称）中丸子Ⅰ街区住宅開発計画 ・（仮称）中丸子Ⅱ街区住宅開発計画 ・（仮称）ゼファー川崎小田栄マンション計画 ・（仮称）川崎水江地区リサイクル新事業 ・ タケエイ川崎リサイクルセンター ・（仮称）久地プロジェクト ・（仮称）ホームズ川崎店建設事業 ・ 東京国際空港再拡張事業 ・（仮称）クレストフォルム矢向計画 ・（仮称）今井上町マンション計画 ・（仮称）キャノン柳町プロジェクト

■ 広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体との協調と連携が必要となります。

市では、八都県市首脳会議等を通して、広域的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

取組状況

八都県市首脳会議における取組

2004年度の八都県市首脳会議における環境問題（地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等）及び廃棄物問題の検討状況の主な概要は、次のとおりです。

● 環境問題

- ・ 地球環境の保全に関しては、地球温暖化防止キャンペーンとして、夏期と冬期に「省エネ型家電拡大キャンペーン」を新規実施し、省エネ型家庭製品の普及拡大に取り組みました。また、夏休み親子施設見学会等地球温暖化防止対策に係る普及啓発の共同取組を実施しました。
- ・ 東京湾の水質改善に関しては、東京湾の水質改善に向け実施した環境ホルモン共同調査結果を取りまとめました。
- ・ 緑の保全・再生施策に関しては、首都圏の広域的な緑のネットワーク構築のため、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置や補助施策の拡充等のほか緑地に係る物納猶予制度の創設や物納された緑地の保全策の構築を新たに加え、国等への要望を行いました。

● 廃棄物問題

- ・ 容器包装に係る調査を実施し、これまで明らかでなかった容器包装等の削減・自己回収などの実態を踏まえ、国等への積極的な要望を行いました。
- ・ 建設廃棄物に係る不法投棄対策として、関係機関の協力を得て、一斉路上調査・パトロールを実施するとともに、適正処理推進ビデオを作製し、廃棄物の適正処理に関する意識啓発に努めました。
- ・ 不正軽油の製造過程で精製される硫酸ピッチの不法投棄防止をめざして、国の関係機関及び各都県市の連携体制の構築、現状回復に対する基金の積み増しの要望を行いました。

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策

⇒ 「第2章 重点分野」の「大気汚染の低減」重点的取組事項の実施状況に掲載

神奈川県公害防止推進協議会における取組

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」「化学物質環境問題」の3つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取り組んでいます。その一環として、協同でパンフレット等を作成、配布する等、普及・啓発活動も行っています。2004年度は、ディーゼル車運行規制についてのパンフレット等を作成し広報に努めるとともに、浮遊粒子状物質（特にPM2.5）の共同調査、化学物質の講演会を実施しました。

川崎市自動車公害防止推進協議会における取組

2004年10月に、第20回川崎市自動車公害防止推進協議会を開催し、2003年度に改訂した「川崎市自動車公害防止計画」に沿った市及び関係団体、関係機関の自動車対策に関する施策の進捗状況及び今後の計画について協議しました。また、ディーゼル車運行規制やエコドライブ等の施策への協力依頼をしました。

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2003年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	環境局事業概要（緑編）	1回/年	環：緑政課緑政企画担当
	環境局事業概要（公害編）	1回/年	環：公害部企画指導課公害企画担当
公害	川崎市における大気汚染（測定結果）	1回/年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環：公害研究所
	水質年報	1回/年	環：水質課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回/年	環：廃棄物企画担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や産業活動に伴い様々な変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2004年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<公害研究所における調査研究結果>

テーマ	ディーゼル車排出ガス等局地汚染対策研究事業
目的	<p>本研究事業は国と地方の研究機関が共同で行う環境省の地域密着型環境研究として選定された事業で平成14年度から平成16年度の3か年で実施するものであります。（独立行政法人国立環境研究所、同産業技術総合研究所、同産業医学総合研究所の3研究機関と川崎市公害研究所との共同研究）</p> <p>本研究テーマは「ディーゼル車排出ガスを主因とした局地汚染の改善に関する研究」であり、ディーゼル車排出ガスによる環境汚染の著しい産業道路沿道に想定される種々の環境改善対策について、その効果を予測し、本地域に最も効果的な局地汚染対策手法の構築を図り、環境改善施策の提案を行うことを目的としています。</p>

テーマ	ディーゼル車排出ガス等局地汚染対策研究事業
内容	<p>1 局地汚染対策手法の構築のために実施する3か年の各研究機関の役割分担は次のとおりです。</p> <p>(1) 国立環境研究所 局地汚染地域のモデルによる風洞実験の実施</p> <p>(2) 産業技術総合研究所 局地汚染地域の数値シミュレーションの実施</p> <p>(3) 産業医学総合研究所 多環芳香族炭化水素類(PAH)等有害物質の低減のための検討</p> <p>(4) 川崎市公害研究所 ディーゼル車に係るエミッション調査の実施</p> <p>2 役割分担に基づく平成16年度の川崎市公害研究所の実施内容 時間値レベルの拡散モデルの検証を実施するため、産業道路池上新町交差点周辺の窒素酸化物、粒子状物質等の測定及び自動車交通量調査の夏季調査を実施しました。また、自動車排出ガス量の計算モデルを用いて、走行量データと沿道における窒素酸化物及び粒子状物質定濃度を結びつける排出量推計値の有用性について検討しました。</p>
結果	<p>夏季調査の結果を冬季と比較すると、交差点に流入する自動車の台数は、夏季の平日で56,855台(大型車混入率40.8%)、冬季の平日で57,014台(大型車混入率49.1%)でした。道路端における環境濃度の平均値に関しては、窒素酸化物は夏季で169ppb、冬季で242ppbであり、粒子状物質濃度は夏季で51$\mu\text{g}/\text{m}^3$、冬季で47$\mu\text{g}/\text{m}^3$でした。</p> <p>走行量及び走行パターンから交差点周辺500mにおける沿道北側及び沿道南側(池上自動車排ガス測定局)の窒素酸化物の排出量の推計値を算出し、風速データ及び後背地濃度とともに、窒素酸化物濃度に関する重回帰分析を行いました。沿道北側の道路端では、後背地濃度変動よりも窒素酸化物排出量推計値変動の影響が常に強く、排出量推計値変動影響、風速変動影響及び後背地濃度変動影響の推計構成比に夏季及び冬季においてほとんど変化していないことが分かりました。これに対し、池上自動車排ガス測定局では、後背地濃度変動の影響が強く、沿道北側に比べ、風速変動により濃度が下がりやすいことが分かりました。</p>
活用	<p>国等の研究機関と共同で実施している局地汚染地域を想定した風洞実験や拡散シミュレーションなどの検証のための環境濃度調査を実施し、局地汚染地域に対する効果的な対策の提言に結びつけたいと考えています。</p>

テーマ	ディーゼル連運行規制による大気中の微小粒子成分濃度の動向
目的	<p>平成15年10月に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県で、条例で定める基準を達成出来ないディーゼル車は1都三県内を運行出来ないというディーゼル車運行規制が施行されました。この効果によりディーゼル車排出粒子(DEP)は減少したと言われていています。DEPは、主に粒径2.5μm以下の微小粒子に含まれていますので、ディーゼル規制前後1年間の微小粒子濃度成分について動向を調査しました。</p>
内容	<p>川崎市内一般環境測定局(一般局)3地点(田島、中原、麻生)、自動車排出ガス測定局(自排局)1地点(池上)の計4地点で毎月1回6日間、大気に含まれる粒子状物質を分級補集し、微小粒子の濃度を調査しました。また、それらの粒子に含まれる炭素成分、水溶性イオン成分8種、金属成分14種について分析しました。</p>
結果	<p>ディーゼル規制前後1年間の平均濃度を比較すると、全地点で微小粒子濃度が減少傾向を示しました。自排局では43.6$\mu\text{g}/\text{m}^3$から33.0$\mu\text{g}/\text{m}^3$と24.3%の減少を示しましたが、そのうち4割はDEPの指標物質とされる元素状炭素の減少によるものでした。一般局について見ると、24.5$\mu\text{g}/\text{m}^3$から21.3$\mu\text{g}/\text{m}^3$と13.1%の減少を示し、そのうち1/3が元素状炭素の減少によるものでした。</p> <p>DEPと並ぶ人為的発生源由来の二次生成粒子成分(硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、アンモニウムイオン)は、DEPとは逆に全地点で増加し、濃度増加の割合は1.8~34.2%でした。</p>
活用	<p>以上の結果から、ディーゼル規制によってDEPの排出が減少し、その結果として微小粒子濃度が減少したと考えられます。さらに微小粒子濃度を減少させるには、二次生成粒子をいかに抑制するかが焦点になると考えられます。そのためにも、粒子状物質成分濃度の動向をさらに調査し、効果的な削減対策に役立てていきます。</p>

テーマ	化学物質環境汚染実態調査
目的	<p>本調査は、川崎港及び市内河川の水質、底質中における化学物質審査規制法の指定化学物質、PRTR制度の候補物質、非意図的生成物質、環境リスク評価及び社会的要因から必要とされる物質等の環境残留状況の実態把握を目的としています。</p>
内容	<p>環境省では、化学物質の環境残留状況の実態把握を目的とした初期環境調査、環境リスク調査に必要なヒト及び生物への化学物質暴露量の把握を目的とした暴露量調査及びPOPs条約対象物質、化学物質審査規制法第1、2種特定化学物質等による環境汚染実態を経年的に把握することを目的としたモニタリング調査等を行っています。</p> <p>川崎市では、国の受託調査を受ける一方、市内の化学物質の生産量、使用形態を考慮した化学物質環境汚染実態調査を行なっています。</p>
結果	<p>環境省受託調査の結果は毎年「化学物質と環境」として公表されております。また、市内の調査結果については環境情報、公害研究所年報及びインターネット等で公表しております。</p>
活用	<p>川崎市は、今後も化学物質の環境濃度を監視するとともに過去の調査結果と併せて化学物質による環境リスク評価の基礎資料として活用し、市民の健康や生態系の保全に資する予定です。</p>

＜衛生研究所における調査研究結果＞

テーマ	地上および上空におけるスギ・ヒノキ花粉の飛散動態に関する基礎調査
目的	国民の10～15%がスギおよびヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では1986年から花粉アレルギー症にかかわる事業の一環として、スギおよびヒノキ花粉の飛散動態の監視を行ってきました。
内容	地上（Darham式標準花粉捕集器、Is-rotary式捕集器、カートラップ）と上空（消防局の協力によるヘリコプターでの捕獲）で、スギ・ヒノキ花粉の飛散動態を調査しました。
結果	Darham式標準花粉捕集器によるスギ花粉捕獲状況 今シーズンのスギ花粉の総捕獲個数は9,846個/cm ³ で、調査開始以来20年間で2番目に多い数でした。（1番は1995年のシーズンの10,922個/cm ³ です。） 最も捕獲個数の多い3月に限ってみると、8,214個/cm ³ で過去最大の捕獲個数でした。 初捕獲日は2004年11月4日で最も早い記録でした。 捕獲のピークは2005年3月18日で、1,162個/cm ³ でした。 最終捕獲日は2005年5月15日で5番目に遅い記録でした。 捕獲期間は193日で最も長い記録でした。 2004年のシーズンは275個/cm ³ で少数捕獲年でしたが、少数捕獲年の翌年に大量捕獲されるというパターンは、1994年から1995年にかけてシーズンの状況とよく似ていました。 1日100個/cm ³ でを越えた日は25日あり、スギ花粉アレルギー症の人にとってはつらい年となりました。 ヒノキ花粉もスギ花粉と同様例年より多い捕獲数でした。
活用	この研究で得られた花粉の飛散動態は、花粉情報として健康福祉局疾病対策課および衛生研究所のホームページで市民に公開提供されている他、日本気象協会がメディアを通じて全国へ予報的に発信している花粉情報の一部として活用されています。

■ 経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

● 主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、生きびん類）を集団回収する市民団体にに対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2004年度は1,137団体で総回収量は52,221トン、奨励金交付額は1億5,666万円でした。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、活動費の一部を補助しています。2004年度は、130団体約12,100人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（9.5トン）を行いました。
市内統一美化活動	各区に美化実行委員会を設け、住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去の活動費の一部を補助しています。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2004年度は、494団体に1,354万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2004年度は、354団体に1,085.8万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2004年度は、118団体に455万円の助成金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2004年度は、19件、約776万円の助成金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内に施設の設備を必要とする工場等を引き続き1年以上有する中小企業又は中小企業等共同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金などの融資及び利子の補給をしています。2004年度は6件の利子補給を行いました。

名 称	概 要
DPF等装着補助	2002年10月の改正により神奈川県生活環境の保全に関する条例に新たに設けられたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されることから、事業者又は個人を対象に、県条例に不適合となる車両（車両総重量3.5t超に限る。）等に対し、八都県市指定のDPF、酸化触媒等の装着について2002年12月から補助を行ってきました。また、2006年4月から埼玉県、東京都条例の強化に伴う、規制対象車にも装置装着の補助を2005年7月から実施しています。
ディーゼル自動車排出ガス改善促進資金	県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されることから、中小企業者、各種公益法人等を対象に、2002年12月から新車代替又は粒子状物質減少装置の装着に対し融資を行うとともに、新車代替に利子の補給を行っています。
低公害車導入助成	市内事業者が低公害車の導入をするとき、導入経費の一部を助成しています。また、独立行政法人環境改善事業の一環としても実施しています。要望の拡大に応え、2004年度は、ハイブリット車などの導入に対して、国の補助に加えて市が改造費の1/4を補助する制度を新設しています。
ISO認証取得補助制度	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小製造業者及び中小建設業者が、経営基盤の確立及び国際競争力の強化を図るため取得するISO（国際標準規格）9001及び14001の取得費用に対し補助金を交付しています。2004年度は、20社に298万円を補助しました。

経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

● 主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料 （2004年4月から実施）	施設搬入：12円/kg
粗大ごみの処理手数料 （2004年4月から実施）	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	・可燃 施設搬入：12円/kg ・不燃 施設搬入：5円/kg

デポジット制度（預託払戻制度）

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

（単位：百万円）

	03年度事業費	04年度事業費	05年度事業費
大気	31,704	24,295.5	22,583.3
水質	4,801.9	4,528.3	4,484.3
土	55.3	55.0	20.9
化学物質	43.3	51.8	51.1
騒音・振動	7.4	3.9	10.6
水辺	253.6	308.9	210.9
緑	5,500.1	12,679.2	6,959.5
都市アメニティ	1,160.5	1,706.7	1,829.5
地球環境	29.6	6.7	9.5
資源・廃棄物	8,455.5	4,002.6	4,852.2
エネルギー	175.7	27.5	0
水循環	154.8	310.6	87.4
その他	5.4	5.9	10.7
合計	52,347.1	47,982.6	41,109.9